

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
山梨県準備委員会事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、令和 9 年度全国高等学校総合体育大会を本県を含む南関東ブロックにおいて開催するため、令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助率)

第 2 条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表 1 に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第 3 条 準備委員会は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添え、別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 4 条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第 2 号による補助金交付決定通知書を準備委員会に送付するものとする。

2 教育長は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表 1 に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式

第3号)を提出し、教育長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 準備委員会は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添え、教育長に提出しなければならない。

2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、準備委員会は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書(様式第4号)に関係書類を添え、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 教育長は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

2 教育長は、準備委員会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、準備委員会の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で教育長が別に定める日以内とすることができる。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 教育長は、必要があると認める場合には、準備委員会に対し、概算払いにより交付することができる。

2 準備委員会は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 準備委員会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、別表2に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、教育長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 準備委員会は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第9条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書(様式第7号)を教育長に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

附則

1 この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。

別表 1

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会事業	1 報償費 2 旅費 (委員旅費等) 3 需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費等) 4 役務費 (通信運搬費、手数料等) 5 使用料及び賃借料 6 備品購入費 (山梨県財務規則第139条第1項第1号に規定する物品の購入)	当該経費の10/10	1 補助対象経費の各経費間において、いずれか低い額の 20 % 以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

別表 2

取得財産等の区分	処分制限期間
1 公印	5 年
2 その他の取得財産等	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める期間

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

令和 9 年度全国高等学校
総合体育大会山梨県準備委員会
代表者名

印

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会
事業費補助金交付申請書

このことについて、別添事業計画書のとおり実施したいので、令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第 1 号の 2)
 - (2) 収支予算書(様式第 1 号の 3)
 - (3) その他関係書類

(様式第1号の2)

事業計画書

事業名	期 日	事業内容	備 考

(様式第 1 号の 3)

収 支 予 算 書

(収入の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

(支出の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

令和 9 年度全国高等学校

総合体育大会山梨県準備委員会 代表者 殿

山梨県教育委員会教育長 印

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会
事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額の増額の伴わない場合であって、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各経費間におけるいずれか低い額の 2 0 % 以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書に關係書類を添えて知事に報告しなければならない。

補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日までに当該年度に係る実績報告書に關係書類を添え、教育長に提出しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかななければならない。

取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第 9 条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

令和 9 年度全国高等学校
総合体育大会山梨県準備委員会
代表者名

印

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会
事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

令和 9 年度全国高等学校
総合体育大会山梨県準備委員会

代表者名 印

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会
事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第 4 号の 2）
- 2 収支決算書（様式第 4 号の 3）
- 3 その他関係書類

(様式第4号の2)

事業報告書

事業名	期 日	事業内容	備 考

(様式第 4 号の 3)

収 支 決 算 書

(収入の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

(支出の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

令和 9 年度全国高等学校
総合体育大会山梨県準備委員会 代表者 殿

山梨県教育委員会教育長 印

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会
事業費補助金額の確定通知書

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会事業費補助金の交付額について、
山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

令和 9 年度全国高等学校
総合体育大会山梨県準備委員会
代表者名

印

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会
事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 9 年度全国高等学校
総合体育大会山梨県準備委員会事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をい
たします。

1 概算払請求額

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算請 求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 金融機関等

(1) 口座振替 振替先金融機関名 _____
預金種別 (当座・普通)
口座名 _____
No. _____

(様式第 7 号)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

令和 9 年度全国高等学校
総合体育大会山梨県準備委員会
代表者名 印

財産処分承認申請書

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、令和 9 年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会事業費補助金交付要綱第 9 条に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類